



納税管理人の選任をお忘れなく

出国転出するときの個人住民税手続き



問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

個人住民税は、1月1日(賦課期日)現在の住所地で課税するため、年の途中で転出してもその年の個人住民税は、津市に納めることになります。

特に国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の選任が必要になる場合がありますので「納税管理人申告書」に必要事項を記入し、市民税課へ提出してください。

また、津市へ再転入した際も納税管理人の廃止のため同申告書を提出してください。

納税管理人の届け出がないと

納税通知書が津市に返送されるなどの理由で納税者に届かない場合、公示送達*を行うことがあります。公示送達後、納期限までに納付されないと、延滞金が加算されることになりますので、必ず納税管理人の届け出を行ってください。

*公示送達とは、市役所の掲示場に一定期間掲示し、その期間が経過したときに書類の送達がされたとみなす制度のことです。

■納税通知書が送付される前に出国する人

納税管理人の選任が必要です

■納税通知書が送付された後に出国する人

納付方法		納税管理人の選任
個人納付	全額納付済み	不要
	納めていない税金がある	必要
公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)		必要
給与からの引き落とし(給与特別徴収)		必要 ※出国後も個人住民税が会社の給与から差し引かれる場合や退職時に全額を一括で納めた場合は不要



臨時運行許可の申請書類が変わりました

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331

臨時運行許可は、未登録の自動車や車検が切れている自動車の運行を新規登録や新規検査、継続検査のため運輸支局等へ回送する場合などに限り臨時的に認め、目的や経路などを特定した上で、申請日または申請日の翌日から5日を限度に、臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を貸し出す制度です。



車検証の電子化に伴い、令和5年1月より臨時運行許可申請時の書類として「自動車検査証記録事項」が使用できるようになりました。(軽自動車は令和6年1月から)

必要書類(次の①～③の全て)

①申請自動車の確認書類(いずれか1つ) ※原則は原本の提示ですが、やむを得ず原本を提示できない場合は、確認書類の写しに「原本と相違ありま

せん」と記載し提出してください。

- 自動車検査証
- 登録識別情報等通知書
- 一時抹消登録証明書
- 自動車予備検査証
- 自動車検査証返納証明書
- 自動車検査証記録事項 など

②臨時運行する自動車の「自動車損害賠償責任保険証明書」または「自動車損害賠償責任共済証明書」の原本(臨時運行日に有効なもの)

③申請者の本人確認書類(運転免許証など)

手数料 750円/件

申請方法 市本庁舎2階税務総合窓口または各総合支所市民福祉課(市民課)へ

HP 津市 仮ナンバー 検索



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、検温、連絡先の確認などにご協力ください。